平成２５年（フ）第７４７号
京都市山科区西野様子見町１番地の２　市営住宅３棟562号
債務者　田中　啓之
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝49番地の１
債務者　西島　種夫
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３５号
京都市上京区西堀川通丸太町上る上堀川町118番地
債務者　前原　章子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６１号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地９棟103号
債務者　赤松奈美江
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県小野市王子町874番地の６　道風荘302
債務者　長田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第３７６号
大分市大字光吉2023番地の８　市営２Ａ７－101
債務者　山田カヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
福岡県宮若市脇田104番地
債務者　安永　昭子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５４号
福岡県直方市大字感田2640番地３
債務者　高尾みどり
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５５号
福岡県直方市大字感田2640番地３
債務者　高尾　義雄
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２９８号
沖縄県南城市玉城字志堅原686番地１　ビューテラス陽光201号
債務者　美里　順一
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７６１号
東京都立川市幸町３丁目20番地の25レジデンスアサヒ203号
債務者　古田　　彰
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６２号
東京都立川市幸町３丁目20番地の25レジデンスアサヒ203号
債務者　古田登志江
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１９１号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目11番14号　スズキオ２ハイツ101号、申立時の住所千葉県我孫子市泉５番１号　佐々木方
破産者　富岡　茂雄
1　主文　当裁判所が平成25年７月10日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県我孫子市泉５番１号　佐々木方」とあるのを「千葉県習志野市鷺沼台４丁目11番14号　スズキオ２ハイツ101号、申立時の住所千葉県我孫子市泉５番１号　佐々木方」と更正する。
2　決定年月日　平成25年９月26日　千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２９２１号
東京都千代田区岩本町２丁目15番６号
破産者　株式会社キクイチ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９２２号
東京都昭島市福島町３丁目24－３－103、開始決定時の住所東京都千代田区岩本町２丁目15－６
破産者　森田　信行
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４号
栃木県佐野市出流原町1381番地
破産者　神山レース工業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。　宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１０８７２号
東京都板橋区蓮沼町81－６
破産者　澤田　　進
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。　東京地方裁判所民事第20部